

考える主権者をめざす情報誌

Voters

創刊号

2011年6月20日発行

特集

二院制を考える

- ・二院制と一院制（大石 眞） 3
- ・二院制と選挙制度（大山 礼子） 5
- ・参議院改革の考え方（待鳥 聡史） 7
- ・上院の廃止（藤本 一美） 9

巻頭言

新たな挑戦への旅立ち 2
（佐々木 毅）

コーナー

名言の舞台 12

コーナー

情報フラッシュ 13

コーナー

海外の選挙事情 ドイツ 17

報告

明るい選挙推進優良活動表彰 18

緊急
取材

東日本大震災と統一選 24



財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



新たなる挑戦への旅立ち

(財)明るい選挙推進協会会長 佐々木 毅



有権者とは政治的な意思決定に直接関わる市民の姿を指し、選挙権・被選挙権の行使者という形で立ち現れる。有権者のあり方をめぐっては幾らでも議論が可能であり、それはさながら「無限への挑戦」とでもいうべきものがある。

投票率向上と腐敗防止

明推協が長い間に取り組んできた腐敗防止や投票率の向上はこの挑戦の重要な一端を担うものであったが、その先になお多くの話題が横たわっていることは言うまでもない。投票率についてしばしば言われる量と質の問題などは、その代表的な例であろう。かつての中選挙区時代、候補者による「票の掘り起こし」によって驚異的な投票率を達成した選挙区があったものだが、現在の小選挙区比例代表制の下でその再現を期待しても無駄であろうし、また、そのことをもって事態が悪化したと考える必要は必ずしもない。むしろ、選挙区による投票率の差異が少なくなった現在の方が健全だという見方もある。腐敗防止は「ダメなものはダメ」の精神で取り組むべきであることに誰も異論はない。しかしその反面、公選法が「〇〇べからず」集になり、候補者・政党と有権者との間の活発な交流が妨げられるのは好ましくないし、メディア環境を無視した制度は却って不公正な結果を招きかねない。

若い有権者を取り巻く環境

このことは有権者をめぐる課題はつねに具体的に提起され、繰り返し取り上げなければならないことを意味する。「継続は力なり」というのは真実の一端をついているが、「マンネリはよくない」というのもよく言われる。明推協でしばしば話題になる若い有権者の啓発活動などはこれまで以上に多面的に、そして粘り強く取り組んでいかなければならない最たるテーマである。その際、忘れてならないのは若い有権者を取り巻く生活環境が急速に変わりつつあることであろう。学校を出れば「金の卵」といわれ、それなりに安定した就職

口があるというかつての日本社会のイメージは今やますます現実離れたものになりつつある。

その意味で若い有権者はかつて以上に早くから社会を知り、その中での自分の働き方や生き方を考えなければならない状況に置かれている。先進国における若年層の失業率は極めて高く、20パーセントを超える国もある。当然、政府の施策は若者にとって無関心ではあり得ないし、少子化が進む日本では若い有権者の将来は最大の関心事のはずである。

政治の危機、有権者の真価

有権者教育は、広範な社会問題への日常的な関心と一定程度の情報の収集を基盤にして初めて確かなものになる。刹那的な話題やセンセーショナルな報道がますます目立つ今日、選挙においてはいわゆるポピュリズムの可能性はどこでも高まっている。それだけに時間をかけた、日常的な常時啓発活動はむしろ重要度を増しているのではなかろうか。東日本大震災は甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、日本のこれまでのエネルギー政策の再検討という新たな問題を有権者に突きつけている。こうした問題は慎重かつ冷静に取り扱われなければならないが、はたして日本の政治にこの難問を解きほぐす確かな力量と準備があるであろうか。政治のこうした力量や準備は最終的には有権者の態度によって支えられなければならないが、はたして有権者はその任に堪える状態にあるであろうか。その上、社会保障制度の改革という大問題もこれ以上先送りすることができない。

政治がこの数十年来の最も重大な危機に見舞われ、有権者も相次ぐ難問との直面の中でその鼎の軽重を問われることになるのは必至である。世界の称賛を浴びた日本の有権者の冷静さの真価が問われる局面はこれからである。

ささき たけし 学習院大学教授、21世紀臨調共同代表、元東京大学総長。専攻は政治学、西洋政治思想史。

二院制と一院制

それぞれの意味と内実を考える

京都大学大学院法学研究科教授 大石 眞



立法権をもつ議会を単一の会議体で成り立つ組織とするか（一院制）、それとも独立した2つの会議体で構成する機関とするか（二院制。両院制ともいう）は、たんに立法権や議会制度のあり方に関わるだけでなく、議会と行政権をもつ政府との関係にも影響する重要問題である。ここでは、この問題について少し考えてみよう。

諸外国の議会はどのようになっているか

列国議会同盟が作成した『世界の議会』（2003年版）は、少し前の調査に基づくものではあるが、諸外国の議会制度を概観するのに便利である。それによると、議会をもつ183カ国（当時）のうち、二院制を採るのは68カ国で、残りの115カ国は一院制を採っているという。しかも、二院制の多くを占めるのは、アメリカ合衆国やドイツ連邦共和国のような連邦制の国であるから、日本やフランスのような単一国だけをみると、二院制を採るのは少数派で、一院制の割合がかなり高いということになる。このように一院制を採る国は、世界で議会をもつ国の約63%を占めており、この数字だけをみると、二院制は劣勢に立っているように見える（注：2007年の統計は、後掲の藤本論文参照）。

しかし、数字だけでは事の優劣は判断できない。実際、総人口で3億人を超えるアメリカ合衆国を構成する50州のうち、一院制はネブラスカ州だけで、残りはすべて二院制であるし（逆にドイツ連邦の16州はすべて一院制である）、イギリス・フランスのような長い議会制度の伝統をもつ単一

国でも、二院制が採られている。また、例えば、総人口約480万人のアラブ首長国連邦（UAE）は、連邦制国家としては珍しく一院制の議会をもち、その議員定数40人のうち半分は選挙、半分は各首長の任命というしくみになっている。だが、この国ではそもそも政党が禁止されているので、われわれが想定する議会の姿からは遠くかけ離れている。

実際、われわれが思い浮かべるのは、政治的な言論・集会の自由や政党結成の自由が認められた民主的な政治体制であり、その下で十分な立法権と相応の政府統制権を与えられた議会のあり方である。こうした立憲的議会を想定するのでなければ、すぐ後で紹介するような立法権の分割とか国民の意思の反映とかいっても、ほとんど無意味であるが、諸外国ではそうした立憲的議会とは程遠いものも結構多いのである。

いずれにせよ、このような幾つかの前提を置くと、実は、圧倒的に二院制が多いことに気づかされる。例えば、英米仏独伊露などによる先進国首脳会議（いわゆるサミット）の参加8カ国はすべて二院制であり、それ以外にも連邦制ではインド・オーストラリア・オーストリア・スイスなど、単一制国家だとフィリピン・オランダ・スペイン・ポーランドなど、馴染みの深い国々が足並みをそろえている。

一院制と二院制はどんな点で異なっているか

そもそも、一院制議会とすべきか二院制議会と

すべきかは、ヨーロッパで誕生した近代的な議会制度の確立以来ずっと議論されてきた憲法政策上の大きな問題である。したがって、それぞれ多くの論拠が示されてきたが、これを簡明に要約すると、次のようになる。

まず、二院制論者はいう。立法権の分割により権力の集中を避けられる、一院だけの衝動的な決定より慎重な決定が確保できる、国民の多様な意見や利害を反映できる云々と。これに対して一院制論者は、立法権の分割は立法の停滞を招きやすい、効率的な審議と迅速な政策決定が期待できる、国民の意思を代表できる一院があれば足り、他院は無用であるなどと主張する。

このような意見の対立をみると、一院制か二院制かは決着をつけにくい難問のように見える。しかし、これには幾つかの注意書きが必要である。まず、その図式は、単一制国家の議会のみを想定した議論であり、連邦制の場合にはほとんど説得力をもたない。というのも、連邦制国家では、アメリカ合衆国やドイツ連邦共和国に代表されるように、連邦の構成国である主権国家としての州を代表する上院（第二院）という組織を必要とするからである（前記のアラブ首長国連邦のような例外を除く）。

次に、この図式だけでは、具体的に議会がどのような姿になるのかは、必ずしも明らかでない。およそ国政を担当する機関を考えるときの要諦は、それぞれの組織、権限および手続がどのようなになっているかをしっかり押さえることである。

したがって、一院制・二院制のどちらを選ぶにしても、大事なことは、その議会がどのように組織され、どのような権限をもち、どのように手続を進めるかであって、その点を見極めなくてはならない。このことは、異なった会議体で構成される二院制議会の場合にとくに当てはまるが、紙幅の関係からここでは手続の問題は割愛することしよう。

両議院は各々どのように組織され、どのような権限をもつか

以上のような視点に立って、まず、両院制議会

の組織に着目すると、先に述べた連邦制型のものと単一制型のものとに大別される。この単一制型の議会にあっては、下院（第一院）は、解散制度があり、議席全体を対象とする全部入替制の総選挙によって国民から選ばれる議員で組織される点において共通している。したがって、二院制の組織上の類型は、結局、上院の組織のしかたの違いに帰着することになる。

そして、これには、政府が上院議員の多くを任命するイギリスの貴族院型と国民による選挙で議員を選ぶ公選議員型とがあるが、公選議員型は、さらに選挙制度の違いに応じて、イタリアのような直接選挙型とフランスのような間接選挙型とに分かれる。この場合、下院と同じように全部入替制をとるか（イタリア）、例えば議員定数の半分を対象として選挙を行う一部入替制をとるか（フランス）という点に注意する必要がある。なお、その選挙制度が憲法で明記されているかどうか、二院制のあり方を考えるうえで大事な論点となる。

次に、両議院の権限関係という点に着目すると、上院の組織について述べたのと同様に、自由民主主義の諸国ではどこでも、下院は立法権の行使にあずかるほか予算先議権をもつなど、重要な憲法上の権限をもつ点において共通している。したがって、ここでの二院制の類型も、上院の権限の違いに帰着することになる。そして、両院がほぼ同じ権限をもつ対等型のもの（20世紀初めまでの古典型）と両院の議決が異なった場合は最終的に下院の意思が優越する非対等型のものとが区別される。

この非対等型は一院制型とも二次院型とも呼ばれるが（日本では「衆議院の優越」という）、今日広くみられる二院制はこのタイプのものである。その原型は、上下両院の抜き差しならぬ対立に悩んだイギリスで成立した1911年議会法にあるが、その際、下院の強い権力を選挙民のコントロールの下に置くため、同法によって議員任期が7年から5年に短縮されたことも忘れてはなるまい。最終的には国民の意思によって国政が運用されることが、自由で民主的な統治機構の要諦だからである。

*

以上のように、一院制か二院制かという論点もさることながら、二院制の中でもさまざまな類型があり、その間の選択も重要な問題になってくる。

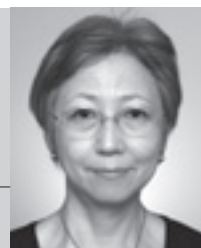
未曾有の大震災に見舞われ、国政の停滞が許されない事態に直面している今日ではあるが、むしろ、だからこそ、国会両議院の内外において、衆参両院の関係、その選挙制度のあり方や参議院改革の方向などについて、衆智を集めた検討が進められることを期待したい。

●プロフィール

おいしい まこと 昭和26年宮崎県生。東北大学を卒業後、國學院大学・九州大学などを経て平成5年から京都大学大学院法学研究科教授。同20年同大学公共政策大学院長を経て、現職、放送大学客員教授。この間、「参議院の将来像を考える有識者懇談会」「首相公選制を考える懇談会」「宗教法人審議会」の委員などを歴任。現在、衆議院議員選挙区画定審議会委員などを務める。主な著書に『憲法と宗教制度』『日本憲法史』『議会法』『憲法講義I』などがある。

二院制と選挙制度

駒澤大学法学部教授 大山 礼子



参議院選挙制度改革の動き

東日本大震災の発生からひと月たった4月15日、参議院では正副議長、各党派代表者が出席して選挙制度改革に関する検討会が開かれ、西岡武夫議長から新たな提案がなされた。議長案の内容は、全国を9つに区割りして大選挙区を設けるもので、有権者は候補者のうちから1人を選んで個人名で投票し（単記制）、得票順に当選者を決定する方式が想定されている。議員定数については、242の現行定数を維持する案と併記するかたちで、200への削減案が提示された。西岡議長は、検討会後に行われた記者会見で、大震災後の困難な状況ではあるが、「当初の方針どおり、今国会での改革実現をはかりたい」と述べた。

参議院が選挙制度改革を急ぐのは、いうまでもなく、「一票の格差」の是正が急務だからである。最大格差が4.86倍だった平成19年の参議院通常選挙について、21年9月の最高裁判決は格差縮小に向けて「選挙制度の見直しが必要」とであると指摘していた。ところが、その後も格差は拡大を続け、22年通常選挙では5倍に達したとみられる。格差是正への取り組みが遅れるなかで、裁判所の

見解は厳しさを増しており、22年選挙を扱った高裁レベルの判決では参議院の状況を違憲と断じるものも現れている。最高裁での審理を控えて、参議院は何としても早期に格差是正を実現しなければならない。今後、順調に議論が進むかどうかは明らかではないが、かりに議長案どおりの改革が実現すれば、格差は最大で1.132倍まで縮小するはずだという。

しかし、参議院選挙制度改革の改革は、格差是正だけを目的とするものであってはならないだろう。21年の総選挙前に公表された民主党政政策集は、「参議院のあるべき姿を踏まえて、2013年をめどに選挙制度の抜本的改革を行います」としていた。「ねじれ国会」が常態化しつつある現在、二院制を活かすために、参議院にはどのような選挙制度がふさわしいのかが問われているのだ。

二院制を生かす選挙制度

それでは、参議院にふさわしい選挙制度とはどのようなものだろうか。

過去の参議院改革論議では、参議院の「独自性」強化が重要な論点になってきた。確かに、参議院と衆議院が同じような審議を繰り返し、同じ結論

を出していたのでは、二院制の存在意義自体に疑問符が投げかけられてしまう。

参議院が衆議院のカーボンコピーのようにみなされてきたのは、両院の選挙制度に大きな違いがないことも一因だった。参議院選挙に名簿式の比例代表制が導入されたのは昭和57年だが、その後、平成6年に衆議院の選挙制度が小選挙区比例代表並立制に変更されたため、両院の選挙制度は似通ったものになってしまった。つまり、その時々政治状況と各党の思惑によってばらばらに改革を実施したために、参議院の独自性が犠牲になったわけである。両院の制度をセットで議論しなければ、二院制のあるべき姿も見えてこないだろう。

かりに、衆議院の選挙制度は小選挙区制を中心とし、厳密な人口比例で国民代表を選出すべきだとしよう。その場合、改革の有力な選択肢は、参議院を地方代表機関として位置づけることではないか。

諸外国には、上院（第二院）を地方代表機関としている例が少なくない。連邦制のアメリカの場合、連邦議会下院の各州への議席配分は比較的厳密な人口比例によっているが、上院は人口にかかわらず各州2議席と定められている。連邦制の国以外でも、例えばフランスは、憲法で上院は地方公共団体の代表機関であると規定しており、上院議員は地方議会議員を選挙人とする間接選挙で選出されている。

日本でも、近年、地方分権化改革とからめて道州制を導入し、参議院を道州代表の議院に再編成しようという提案がある。全国を9ブロックに分ける西岡議長案は、定数配分はあくまで人口を基礎としているものの、道州制と一脈通じるころがある。

もう1つの選択肢は、比例代表の要素を強めて、少数意見の反映を重視する方向である。小選挙区制を主体とする衆議院の選挙制度は政権選択の民意を生かす仕組みとして評価できるが、大政党に有利な制度であることは否定できない。衆議院で議席を獲得することが難しい小政党にも国政参加のチャンスを与えるために、参議院の選挙はできるだけ各党の支持率に比例した議席配分にすべき

である。

当初の西岡議長案は、それぞれの選挙区内での当選者の決定は比例代表によるものとしていたが、無所属候補の排除につながるという批判を受けて、名簿式の比例代表制ではなく候補者個人を選ぶ方式に修正した。それでも、多くの候補者のうち有権者が1人だけを選ぶ方式は、大政党だけで議席を独占するのは難しく、小政党にとっては比較的議席を獲得しやすい制度といえる。定数がある程度多くすれば、結果は比例代表制に近いものになる。

|| 独自性と権限の相克

しかし、選挙制度改革によって参議院の独自性を追求しようとする、参議院の権限の大きさが障害になってくる。

日本の二院制は両院の権限に差のある「非対等型」に分類されているが、「ねじれ国会」の出現によって明らかになったように、参議院の権限はかなり強力である。憲法は、衆議院が出席議員の3分の2以上の多数で法律案を再び可決したときは法律となるとして、衆議院の優越を定めているが、現実の政治において与党が衆議院で3分の2の多数を確保するのは容易ではない。そうしてみると、現行憲法は参議院に実質的な拒否権を与えているのと同じことになってしまう。

参議院の強い権限を放置したまま、参議院の選挙制度を抜本的に改革し、参議院の独自性を強めようとしても、国民の納得を得るのは難しいのではない。参議院が独自性を追求すればするほど、参議院では与党（＝衆議院の多数派）の過半数割れが発生しやすくなるのは確実だからだ。例えば、参議院を地方代表議院に衣替えするという提案を考えてみよう。立法過程に地方の意見を反映させるために、厳密な人口比例にはこだわらず、地方代表としての参議院を構想するというのは、それなりに説得力のある提案である。しかし、そうして地方代表議院となった参議院に、国民代表機関である衆議院の意思の実現を阻む権限を与えてもよいのだろうか。

参議院が拒否権を握っている以上、与党は参議

院でも過半数獲得をめざさなければならず、それが可能になる参議院の選挙制度、すなわち衆議院と似通った選挙制度のほうが好ましいという結論に逆戻りしてしまう。実際に、両院対等型の二院制を採っている国の代表格であるイタリアは、両院に類似した選挙制度を採用し、しかも、同日選挙を実施して、与党が両院で多数を確保できるように工夫している。日本でも、以前から、衆参同日選挙を実施し、同じ政党が両院の過半数を獲得しやすくなすべきだという議論が存在する。

政治学者のサルトーリは、「両院の権限がより不平等であればあるほど、両院の違いを許容する

ことができるようになり、逆に、両院の権限が平等であればあるほど、両院の類似性を求めなければなくなる」と述べている。結局のところ、参議院の権限の強さが参議院選挙制度改革の選択肢を狭め、参議院の独自性発揮を困難にしていると言わざるを得ないのである。

●プロフィール

おおやま れいこ 国立国会図書館勤務、聖学院大学助教授、同教授を経て、平成15年より現職。専攻は政治制度論。近著『日本の国会—審議する立法府へ』（岩波書店、平成23年）では、二院制の問題にとどまらず、国会審議活性化に向けた改革案を論じた。

参議院改革の考え方

京都大学大学院法学研究科教授 待鳥 聡史



第二院の基本的位置づけ

今日、世界の多くの先進民主主義国では二院制を採用している。先進民主主義国が参加する代表的な国際機構である経済開発協力機構（OECD）加盟国のうち、人口が5,000万人を超える場合にはすべて二院制である。スウェーデンやニュージーランドなど一院制に移行する例がないわけではないが、人口が少ない場合にはほぼ限られる。

憲法学の知見を参照しつつ二院制を分類した論者（田中嘉彦「二院制をめぐる論点」『国立国会図書館ISSUE BRIEF』429号）によれば、今日の二院制は貴族院型、連邦制型、民主的第二次院型に区分される。貴族制が存在し非公選の議院として第二院が置かれるのがイギリスに代表される貴族院型、州が存在し各州代表者の議院として第二院が置かれるのがアメリカに代表される連邦制型である。これらの場合、第二院の存在理由は比較的明確であろう。

複雑なのは第三の類型、すなわち民主的第二次院型である。この場合、民意を反映した第一院や

政権に対して、第二院は長期的で冷静な視点から再検討を求める「再考の府」あるいは「良識の府」として位置づけられる。その時々多数派の意思によって政治や政策が塗りつぶされてしまわないようにする、政治の安全弁としての存在意義が、民主的第二次院型の二院制には求められることになる。

参議院の特異性

日本の場合、明治憲法下の帝国議会は貴族院型の二院制を採用していたが、現行憲法は14条で貴族（華族）制度を否定し、43条において「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」と定めた。また、連邦制も採用していない。すなわち、戦後の日本は明確に民主的第二次院型の二院制を採用しているのである。

しかし、実際の参議院の位置づけは特異なものであった。確かに、衆議院の優越規定によって実質的な首班指名権や予算議決権を持たないが、解散によって任期を打ち切られることもないという点で、参議院は第二院としての基本的特徴を持つ。

参議院の現行選挙制度とその効果

選挙制度		立候補の単位	有権者の選択基準	政党政治の特徴
選挙区	1人区(小選挙区)	個人	政党(二大政党)	集権的な二大政党中心の政治
	2人以上(中選挙区)	個人	候補者(場合によっては政党も)	分権的な政党からなる多党制の政治
比例区	非拘束名簿式比例代表	政党	政党(第三党以下含む)+候補者	やや分権的な政党からなる多党制の政治

(出典) 筆者作成。

3年ごとの半数改選制も、院内の勢力変化を緩やかにすることで政治の安定につながる効果があると見ることもできる。

その一方、選挙制度は複雑で、全国を単一選挙区とする非拘束名簿式比例代表制と、改選数1の小選挙区制か2以上の中選挙区制の混合方式が採用されている。表にまとめたように、選挙制度に関する理論からは、このような仕組みの特徴は分かりづらく、選挙結果の解釈も難しい。しかし実際には、参議院選挙は衆議院選挙と同じく「国政選挙」であり、選挙結果は「直近の民意の反映」であるとされて、政党間の関係や政権の帰趨に大きな影響を与えてきた。

国会運営においても、衆議院の優越は十分な効果を発揮してきたとは言い難い。予算案の議決は衆議院が優越するが関連法案の処理については両院が対等であること、首相や閣僚への問責決議がなされるとそれを理由に野党が審議拒否できることなどから、政権と与党にとって参議院はつねに難関であった(竹中治堅『参議院とは何か』中央公論新社)。

Ⅱ 従来の参議院改革論

これまで、参議院改革の試みは何度かなされてきた。河野謙三が議長に就任した1970年代に改革の機運が高まり、77年に議長の諮問機関である参議院改革協議会が設置されて以降、今日に至るまで一貫して院の機関において改革が検討されている。そこでの基本的な方向性は、参議院の独自性確保を目指すことであった(改革論については、吉岡拓「参議院改革の経緯と実績」『議会政治研究』86号を参照)。

初期には、とくに衆議院との差異化をいかに図るかが関心の中心であった。70年代から80年代にかけての改革提言は、長期の固定任期であることを活かした調査機能の拡充や、国民への情報提供の充実、議事の合理化などが柱となっていた。調査会制度の創設、押しボタン式投票の採用、今日のインターネット配信につながる自主テレビ中継などは、この時期の改革提言に起源を持つ。このほか、83年には全国区から拘束名簿式比例代表制へと選挙制度が一部変わったが、自民党主導の議員立法による改革であった。

90年代に入ると、選挙区選挙における一票の格差拡大への懸念などを受けて、選挙制度改革が徐々に取り上げられるようになった。とりわけ斎藤十朗が議長であった時期には、院の機関である制度改革検討会以外にも、議長の私的諮問機関である参議院将来像懇談会が行われ、第二院としての参議院の存在意義など従来は取り組まれることのなかったところにまで踏み込んだ議論が行われた。その意見書には今日なお検討に値する点も多く含まれている。

しかし改革の成果は、常任委員会の再編や決算審査の充実など、参議院の独自性を高める点にほぼ限定された。両院間の権限関係はほとんど変化せず、第二院の存在意義についてのコンセンサスは形成されなかった。選挙制度改革も比例区を非拘束名簿式に変更し、選挙区の定数配分を若干変えたにとどまり、抜本的な変革には至らなかった。その後も改革の検討は続けられているが、大きな成果にはつながっていない。

Ⅱ 今後の改革に向けて

日本の二院制が持つ根本的な問題は、国会と内閣の関係および第一院と第二院の関係がいずれも整理されていないところにある。それは政治制度の基本設計に関わる事柄であり、本来は憲法を含む統治機構全体についての議論の中で取り組まれるべき課題である。しかし従来の改革は、射程が参議院のみにほぼ限定されていた。日本政治が1990年代以降に統治機構の大幅な改革を経験した際にも、参議院は直接の対象にならなかった。

したがって、今後最も重要になるのは、衆議院や内閣など外部諸制度との連動性を意識しながら参議院改革を進めることであろう。小選挙区比例代表並立制の導入によって衆議院の二大政党化が進展し、内閣機能強化などによって首相の権力基盤を強めようとしている現在、民主的第二次院としての参議院はどうあるべきなのか。このような問いかけを出発点に、改革の方向性を考える必要がある。

とりわけ、複雑すぎる上に意図が不明確な選挙制度の改革、衆議院との明瞭な分業関係の構築、そして参議院の意思が政権の帰趨に影響を与えないようにする原則の確立は必須である。

議会制民主主義の下では、多数派の意向に基づ

いた政治を行うのが最も重要な原則であり、それは第一院である衆議院が担う。この原則が満たされたとき、初めて再考の機会である第二院（参議院）を設ける意義が生まれる。教科書的で単純な理屈だが、それを再確認することが意味のある参議院改革の第一歩になるであろう。

●プロフィール

まちどり さとし 1971年生まれ。京都大学法学部卒業。京都大学博士（法学）。大阪大学助教授などを経て現職。専攻は比較政治論、アメリカ政治論。著書に『＜代表＞と＜統治＞のアメリカ政治』（講談社、2009年）、『比較政治制度論』（共著、有斐閣、2008年）など。

上院の廃止

二院制議会から一院制議会への転換

専修大学法学部教授 藤本 一美



はじめに

『世界年鑑 2008年版』によれば、2007年の時点で、世界には195の国家が存在し、二院制の議会を採用する国家は77カ国、一方、一院制の議会を採用する国家は118カ国を数え、二院制議会と一院制議会の割合は39.5%対60.5%であり、一院制議会を採用している国家は6割に達していた。50年前の1967年には、二院制議会と一院制議会の割合は各々41.1%対58.9%であったので、一院制議会を採用している国家は若干増大している。実際、第二次世界大戦後新たに独立した国家の多くは一院制議会を採用する傾向にあり、また、二院制議会を採用していた国家でも、その後一院制議会に転換する事例が見られる。

戦後、二院制議会から一院制議会へと転換、つまり、上院廃止を実現した国家としては、ニュージーランド（1951年）、デンマーク（1953年）、およびスウェーデン（1970年）が挙げられる。

しかし、これらの国家の上院は任命制か間接制で選出されており、わが国の参議院の改革ないし廃止を検討する場合、参考にならない。米国のネブラスカ州（1937年）の事例は直接選挙制なので参考になる。州レベルではカナダのケベック州（1967年）やオーストラリアのクィーンズランド州（1922年）でも二院制議会から一院制議会に転換しているものの、それらはいずれも任命制の議会であった。

以下では、ニュージーランド国とネブラスカ州の事例を中心に紹介する。

ニュージーランドと上院廃止

ニュージーランドの上院

ニュージーランドで上下両院が設置されたのは、英国の植民地時代、帝国条例に基づき1854年のことである。当初、政府が任命する上院議員には定数はなく、1862年以降は生涯任命の議員から構成されていた。1892年に任期が7年に変

更され、更新可能な任命制となった。1914年には、議会改革案が成立し、上下両院とも比例代表制により選出されることになった。だが、第一次世界大戦のあおりを食って、同法は施行されないまま延期された。

ニュージーランドは英国の植民地として出発したので、政治的に英国の影響を強く受けた。英本国はこの国に「貴族制」を導入しようと試み、上院を本国の利益代表の場とするため、定数や任期のない任命制の上院を設置したのである。

国民党と上院廃止

ニュージーランド議会で、二院制から一院制への転換、つまり上院廃止に際して大きな貢献をしたのは、国民党の党首シドニー・G・ホーランドである。国民党は、農民や実業家を基盤とする保守的中道政党で、労働党政権時代に野党を指導していたホーランドは政府を追い込むために、1947年に上院廃止案を提出した。

この法案は廃案となったものの、しかし、1949年の総選挙で国民党が勝利して政権の座に就き、上院廃止を選挙公約で謳っていたホーランド首相は1950年、上院廃止法案を再び議会に提出し、成立した。1951年1月から、議会は二院制から一院制へと転換した。

ニュージーランドの上院は、英国の貴族院を模倣したものであった。ただ「貴族制」はこの国に定着しなかった。“民主主義”の発展に伴い、任命制に基づく定数や任期のない上院が国民の批判の対象となったのは、歴史の流れの中で自然なことである。上院は立法府の一部として審議の上でも十分な役割と機能を果たすことができず、政府や政党の政治的恩典を受け一種の「姥捨て山」と化し、存在意義を失っていったのである。

上院廃止は、単に経費が無駄であるという“経済的合理性”からだけでなく、当該制度が“非民主的かつ不合理な任命制なので不必要だ”という理由が大きい。その他に、ニュージーランドが、一院制議会へと転換できた要因として、人口が現在でも426万6千人と少なく、「政治改革」が人口の多い他の国家に比べ比較的容易である環境も無視できない。

上院廃止後の経緯と世論

1951年から、上院は廃止された。だが、その後も、上院復活の動きが政治関係者の間で論議され、50年代から60年代にかけて一時論争の形をとって検討された経緯があった。その背景にあったのは、上院廃止を促進した国民党自身（特にホーランド首相）の復古主義的な曖昧な政治姿勢が大きい。だが、最終的に、「1986年選挙制度に関する王室委員会報告書」が提出され、いかなる類の二院制度も必要がないと決着がつけられた。

では、国民はこの問題をどのように見ていたのか？ 1990年に実施された世論調査によれば、国民は上院設置に反対が43%、賛成が21%、そして意見なし＝無関心が36%であり、国民の半数近くが上院設置に反対である。上院廃止を求める層は35歳～44歳が多く、上院設置に賛成するのは55歳以上に多い。

結論をいえば、議会の第二院である上院の復活は、古い上院がほぼ40年前に廃止されて以来、ニュージーランドで継続的に討議されてきた。だが、その上院はこの国の正しい政府、もしくは民主主義体制の擁護に何ら貢献しなかった。それは50年間にわたって活動停止の状態にあり、政党の忠実な支持者に議席を与える見返り場所に過ぎなかった。だが、法案を足踏みさせるとか、変更する権限は全く持ち合わせていなかった。

|| ネブラスカ州の上院廃止

ネブラスカ州の上院廃止運動

ネブラスカは1867年、37番目の州として米国の連邦に加入した。その時州議会は、上下両院で構成されていた。1913年、ネブラスカ州議会の両院協議会は、次のような報告書を議会に提出した。「二院制度は成功しなかったし、また実際に、二院の間でのいわゆる牽制・抑制も行き詰まっており、住民の代表者が認識すべき真の責任性はまったく感じられない。したがって、一方の院は廃止すべきである」。

この問題は続いて、1919年～20年に召集された州憲法制定会議に再び持ち出された。しかし、二院制方式を変更する憲法改正案は賛否同数へ

ネブラスカ州議会



とこぎつけたものの、最終的に葬り去られた。1920年以降、この運動を引き継ぎ二院制州議会の廃止を強力に主張し、上院廃止、つまり二院制から一院制州議会移行への論陣を張ったのがネブラ

スカ州選出の連邦上院議員ジョージ・W・ノリスである。彼は1923年1月23日付けの『ニューヨーク・タイムズ』紙に「州議会のモデル」と題する論文を投稿し、そこで一院制州議会論を展開した。同論文は連邦議員の注目を集めるところとなり、同2月5日付の『連邦上院議事録』にも収録された。

ジョージ・W・ノリスと上院廃止

ネブラスカ州の一院制議会の計画は、1910年代から20年以上もかけて検討されたもので、十分に研究されてきたものである。一院制議会を導入するに際して、ノリス上院議員はその理論的根拠を提供しただけでない。運動の中心を担った「革新的リベラリスト」であった。

当時、ネブラスカ州における大多数の新聞や州議員は、ノリス議員が進める州憲法改正案に反対していた。そこで彼は、1カ月にわたり精力的な遊説演説を展開して州内をくまなくまわり、二院制議会の無駄と一院制議会の利点を多くの州民に訴えた。その結果、上院廃止を規定した州憲法改正案が圧倒的票差で勝利をおさめたのである。

州憲法修正派勝利の要因

ノリスが指導した州憲法修正派が勝利した背景は、第1に、州憲法改正案の提案が米国の大不況の最中に、つまり、住民が税金の削減を期待し効率的な政府を確保する手段を必死で求めている時になされたからである。このような時期であったので、有権者たちは伝統を打破し新しい制度を導入することに平素以上に熱心であった。第2に、一院制州議会を設置する提案が、有能で活動的な

指導者の関心を引いたこと。つまり、連邦議会で改革を実行した、ノリスが上院廃止運動を盛り上げたこと。そして、第3に、一院制州議会への州憲法改正案は、実は他の2つの人気ある州憲法改正案と同時に投票に付されたことである。すなわち、州の禁酒法の廃止と競馬場での配当金を公認する州憲法改正案も同時期に提出されていた。

かくして、ネブラスカ州は、2年後の1937年1月から、二院制議会から一院制議会へと転換したのである。ちなみに、議会は“上院”と称している。

おわりに

国家レベルでは、1951年のニュージーランドに続いて、1953年にデンマークが、そして1970年にはスウェーデンが二院制議会から一院制議会へと転換し、上院を廃止している。デンマークの場合は、それは任命制で国民の間から、不要であると批判されていたし、スウェーデンの場合は、過去に四院制から二院制へと転換したものの、上院は市議会により間接的に選出されており、政治改革の一環として、一院制へと転換した。

一院制議会の長所は、①立法上の行き詰まりが生じにくい、②効率的な審議と政策決定が迅速となる、③両院間で意思の統一を図る必要がなく、立法過程が単純となる、④第二院の維持に関わる経費が不要となる、などが挙げられる。もちろん、これらの長所は短所の裏返しでもある。ただ、議決機関が2つもある状況は民間では考えられず、改善されるべきだ。政治学者の定説では、二院制は時代遅れで、利点が証明できない、という。サミット参加国の多くは二院制だが、議員の選出母体が異なり機能が分かれており、日本のように二院が同じ選挙制度を採る国は少ない。

●プロフィール

ふじもと かずみ 青森県生まれ、明治大学大学院政治経済学研究科博士課程修了。国立国会図書館調査員、明海大学教授を経て、現職。臨床政治学会理事長、専攻は政治学。著書に『ネブラスカ州における一院制議会』（東信堂、2007年）、編著に『ウォー・ポリティクス - 政治的危機と指導者の群像』（志學社、2011年）他多数。

名言の舞台

イプセン

1828～1906年



社会はひとつの船のようなものだ 誰もが舵をとる準備をせねばならない

この名言は、近代演劇を代表する劇作家の一人、イプセンの代表作「民衆の敵」に登場するものです。「民衆の敵」は、温泉で潤う町に住む主人公が、正義感から温泉が汚染されていることを主張しようとするものの、温泉を改良するのに莫大な費用がかかるとわかった途端、主人公は民衆の支持を失っていくという、非常に重たい内容の作品です。

イプセンは、「民衆の敵」のほか、「人形の家」「野鴨」などを手がけましたが、彼の作品の中には、婦人問題などといった当時の社会問題の要素が散りばめられていました。そのため、彼の思想は演劇の世界だけではなく、政治・社会の様々な方面に影響を与えたのでした。日本の女性解放運動にも影響を与えた、と言われています。

民主主義の社会では、社会という「船」の中をより良いものにするために、「誰もが舵をとる」ことができるよう、選挙制度などが整えられています。しかし、残念なことです、最近、投票率は低下する傾向にあります。私たち有権者にとって身近な地方選挙でも、その傾向は強く見られます。しばしば「政治が悪いから投票率が下がる」という声を聞きます。そうかもしれませんが、だからといって他人事のように言うのはいかがなものでしょうか。

私たちは有権者として、政治家に白紙委任をしているわけではありません。「政治が悪い」と言うだけではなく、どうしたら良くなるかを有権者一人ひとりが考え、より良い社会をつくる主役であるという認識を持って、政治に接していく必要があると思います。

イプセンの生きた時代

	1814	28	50	58	64	69	79	82	84	91	1900	06
イプセン・世界	スウェーデン、ノルウェー併合	フランス七月革命(30) ノルウェーに生まれる	アヘン戦争(40) 処女作「カティリーナ」出版 フランス二月革命(48)	クリミア戦争(53～56)	結婚 南北戦争(61～65)	イタリアへ以後海外生活27年	ドイツ帝国成立(71) スエズ運河開通式に出席	「人形の家」出版	「民衆の敵」出版	「野鴨」出版 ノルウェーに帰国	義和団の乱(00)	ライト兄弟飛行に成功(03) ノルウェーで逝去 78歳で逝去 ノルウェー独立(05)
日本		シーボルト事件(28)	天保の改革(41～43)	ペルー来航(53)	安政の大獄(58～59)		明治維新(68)	西南戦争(77)		大日本帝国憲法発布(89)	「民衆の敵」翻訳(01) 「人形の家」翻訳(93)	日露戦争(04～05)

情報 フラッシュ

09年衆院選は違憲状態

1票の格差が最大2.30倍であった2009年8月に行われ衆議院議員総選挙について、最高裁大法廷は3月23日、違憲状態との判決を出しました。1票の格差とは、選挙区ごとの議員1人あたりの有権者数を比較したもので、格差が3倍未満の衆院選を違憲状態とした最高裁判決は初めてです。

判決では格差の主因が「1人別枠方式」にあるとし、できるだけ速やかに廃止するよう求めました。1人別枠方式は、1994年、衆議院選挙に小選挙区比例代表並立制を導入した際に決められたものです。小選挙区定数300のうち47を全都道府県に1ずつ割り振り、残り253を人口比例で配分する方式です。完全な人口比例方式に比べると、人口の少ない県に多めに配分し、その地域に住む国民の意思も十分に国政に反映させることを目的としています。しかし、1人別枠方式は、小選挙区制導入時には必要だったかも知れないが、その合理性には時間的制限があり、小選挙区制が定着した今日では、その合理性は失われると判断されました。

選挙無効の訴えについては、前回の最高裁判決が1人別枠方式を合憲と判断していたことなどを理由に、「合理的期間内に是正されなかったとは言えない」として退けました。

判決を受けて衆議院議員選挙区画定審議会は、小選挙区の区割り見直し作業を中断しました。また、福岡2区の被告にあたる福岡県選管は3月31日、「1人別枠方式」を直ちに廃止し、選挙区別定数配分規定を改正するよう国会に求める決議をしました。

報道によると、民主党の執行部は1人別枠方式

を廃止する方針ですが、党内には異論もあります。自民党は5月13日、小選挙区定数を5、比例代表定数を30削減する独自の改革案をまとめましたが、公明党等は比例代表の削減に反対しています。

統一選トピックス

①投票率

知事選挙の投票率は52.77%で、前回は2.08ポイント下回って、統一選として2番目に低いものでした。道府県議選、市長選、市議選、区長選、区議選、町村長選、町議選のすべてにおいて、統一選として最も低い投票率でした。道府県議選は、選挙の行われた41道府県のうち34で統一選として最も低い投票率でした。

統一選の投票率

	投票率	前回比
知事選	52.77	-2.08
道府県議選	48.15	-4.10
市長選	52.97	-0.53
市議選	50.82	-6.62
区長選	44.51	-0.80
区議選	43.23	-1.28
町村長選	70.56	-3.44
町村議選	66.57	-4.92

②無投票当選

4月10日に投票が行われた統一地方選挙前半戦では、知事選は12団体で、指定都市市長選は5団体で告示されましたが、浜松市長選だけが無投票でした。

都道府県議選は41団体で告示されましたが、無投票となった選挙区は全国で263あり、千葉県では45選挙区中19で、岐阜県では27選挙区中17で、埼玉県では59選挙区中15で無投票でした。無投票によって当選した人数は、全国で410人（合計定数2,328）、北海道では31人（定数104）、島根県では26人（定数37）、千葉県では25人（定数95）が無投票で当選しました。

岐阜県議選では、27選挙区中過去最多の17選挙区が無投票になったことで、県が発注した投票用紙170万9,000枚のうち、約半分の86万3,000枚が廃棄されました。

4月22日執行の統一地方選挙後半戦では、市長選は88団体で告示されましたが、15団体で無投票でした。

町長選は121団体で告示されましたが、47.9%にあたる58団体で無投票でした。町長選の数は前回（延期12町村を除く）から23減りましたが、無投票当選は4人増えました。

市議選は293団体で告示されましたが、11選挙

区で無投票となり、無投票当選者は7,104人中の116人で、1.6%にあたります。

町村議選は374団体で告示されましたが、84選挙区で無投票となり、無投票当選者は4,418人中の893人で20.2%にのぼりました。市町村合併に伴う実施自治体数の減少で、立候補者数はいずれも過去最低でした。前回（延期26町村を除く）より定数が825減りましたが、無投票当選は215人増加しました。

③定数割れ

北海道置戸町（定数10）、北海道池田町（定数13）、栃木県芳賀町（定数16）の町議選で、候補者が定数に1人足りず、欠員1のまま候補者全員が無投票で当選しました。芳賀町では町長選も無投票でした。

④法定得票数に届かず

栃木県野木町議選（定数14）では、105票を獲得して14位だった候補者が、法定得票数187.82に届かずに落選し、欠員となりました。奈良県三郷町でも1人欠員が生じました。

法定得票数は、有効投票数を定数で割った数の4分の1以上とされています。また、欠員が議員定数の6分の1を上回っていないため、補選は実施されません。

⑤任期は20日間

4月11日、長野県松本市で任期20日間の市議が誕生しました。A市議が県議選に立候補したことにより自動的に失職し、2007年の松本市議選でA市議と同じ選挙区で同数票を獲得したもののくじ引きで落選したB候補が、繰り上げ当選となりました。今回の統一選で松本市議選が行われるため、B市議の任期は4月30日までのわずか20日間でした。

公職選挙法では、繰り上げ当選を認めるのは、選挙の日から3カ月以内に欠員が生じた場合ですが、くじで当選人を決めた場合には3カ月を過ぎても選挙結果は有効です。また法律に規定がないため、繰り上げ当選の辞退もできません。

「残り20日でもやれる限りのことをやる」と意欲を見せましたが、今回市議選には立候補しませんでした。

■統一選・若者の啓発活動

大学生ら100人がよびかけ・福岡県

知事選と県議選、福岡市議選の投票日を控えた4月3日、大学生ら約100人がユニークな方法で、県内各地で投票参加を呼びかけました。若者の投票率を上げようと県選管が主催しました。

大学生は10チーム（1チーム10人）に分かれ、福岡市では「天神パレード隊」「博多おそうじ隊」「西地区ジョギング隊」「南地区電車隊」が、北九州市では「小倉パレード隊」「西小倉おそうじ隊」「北九州電車隊」が、筑後では「久留米パレード隊」「大牟田電車隊」が、筑豊では「飯塚パレード隊」が活動しました。

パレード隊は通りを歩きながら、おそうじ隊は掃除もしながら、電車隊は電車を乗り継いで駅で、チラシを配って、呼びかけました。

ポスターを企画制作・東京都世田谷区

駒澤大学経済学部瀬戸岡紘教授のゼミ生が、区の統一選ポスターを制作しました。若者らしく、携帯電話によるツイッターを素材にしたものでした。

きっかけは昨夏、若年層の政治離れをテーマに研究していたゼミ生たちが、区選管に連絡を入れた際、「一緒に啓発活動ができないか」と提案されたことです。秋には、めいすいくん着ぐるみ人形に入っての街頭啓発を体験しました。

統一選での啓発協力については、学生が折り紙、居酒屋コースター、ポスターのデザインを考案することになりました。折り紙は、ほぼ学生が考案したデザインどおりに作成され、区内の保育園、幼稚園に配布されました。コースターは、学生が考案した文言を取り入れて作成されましたが、東日本大震災の影響により、居酒屋店側の協力が得られず中止になりました。ポスターは、学生が考案したデザインをもとに作成され、区施設、広報板、推進委員宅、東急世田谷線、郵便局、農協、コンビニ、スーパー、公衆浴場、单身寮に、約



1,400枚掲出されました。

大学生の投票事務への協力

・鹿児島国際大国際文化学部の学生が、鹿児島市役所に設けられた県議選の期日前投票所で、投票立会人を務めました。「若い人にも選挙に関心を持ってほしい」と、同市選管が初めて20歳代の男女に依頼しました。投票日には、市内7カ所の投票所で大学生ら7人が投票立会人を務めました。

・三重県選管では、知事選と県議選で使用する投票用紙を市町選管に配るため、3月13日、仕分け・梱包作業を行いました。大学生の政治・選挙への関心を高めることを目的として開催している大学生向け講座「いっぴょん塾」の受講生8人もこれに参加しました。

CEPTが多彩な活動・福井県

福井県で活動する、若者選挙啓発ボランティアグループ「福井県明るい選挙推進青年活動隊CEPT」は、多彩な活動に取り組みました。

3月25日、知事選における1日選管委員をメンバーの大学生が務め（他に看護師1人）、県選管委員長、県明推協会長とともに候補者事務所を訪問し、「政策、主義、主張をわかりやすく有権者に伝えること」「明るい選挙を心がけること」をよびかける要望書と白ばらを事務所スタッフに手渡しました。投票立会人も、メンバーの大学生と社会人の計2人が、坂井市の期日前投票所で務めました。

3月25日、当日卒業式が行われていた福井県立大学のキャンパスでは、メンバーの大学生4人がチラシなどを配って、投票参加をよびかけました。

4月2日には、県立大チアリーディング部、プロ野球独立リーグの福井ミラクルエレファントの選手とともに「若者投票アピール隊」を結成し、約45人が県内3カ所のショッピングセンターで、めいすいくんと一緒に啓発活動を行いました。

また、テレビやラジオに出演して、投票日や期日前投票などの制度をPRしました。

新しい広報媒体

美人時計で投票呼びかけ・新潟県

美人時計は、時刻を手書きしたボードを持つ女性を街頭で写した写真が、1分間ごとに更新される、ネット上の大人気サイトです。



新潟県選管は県議選のPRとして、美人時計新潟版に、投票を呼びかけるメッセージボードを持った女性とめいすいくんを登場させました。起用されたのは、県選管職員5人と一般から選ばれた5人です。撮影は県庁付近でも行いました。配信は4月1日から9日までの9日間、毎日午前11時56分から午後0時5分までと午後10時56分から午後11時5分までの合計20分間行われました。

意識調査

埼玉大学生の意識調査

埼玉大学経済学部の「選挙研究ゼミ」（松本正生教授）が、埼玉大学の在学学生を対象に、政治意識に関する調査を実施しました。調査は2年生6人が、3月3日から11日にかけて、キャンパス内での聞き取りやメールにより行い、227人から回答を得ました。

質問は、国内外の政治情勢、統一選、地方分権、政治家に関する知識など22問です。一部を紹介します。

国内外の政治情勢については、「エジプトなど、アラブ諸国の革命を知っている」が79.7%でしたが、「地域政党の大阪維新の会を知っている」は26.4%でした。

統一選に関しては、「統一選があることを知っている」は29.5%に過ぎず、「自分の地元で統一選があるかどうか知っている」はさらに低い21.1%でした。



地方分権に関しては、「関心がある」のは23.7%と少なく、埼玉県知事名の正解率は48.8%、さいたま市長名の正解率は33.9%、「地域政党の埼玉改援隊を知っている」が6.6%でした。

その他、「埼玉県で住民登録をしている」が40.5%、「家族と政治の話をする」が10.5%でした。

さいたま市明推協会長でもある松本教授は、「学生たちの統一選への関心が低かったのは、県や市町村について自らとの関わりを具体的にイメージできず、身近な課題として捉えきれていないからではないか。若者を巻き込んだ街づくりなどの施策も必要」と話しています。

■生徒会役員選挙

統一選（知事選、県議選）を前に、三重県伊賀市立阿山中で3月18日、1、2年生160人が実際の投票器材による生徒会役員選挙を体験しました。三重県選管の未来の有権者啓発事業として行われ、伊賀市選管の協力により実施しました。

立会演説会で候補者と推薦者各7人が、自分の公約や自身のPRを行い、有権者である生徒は記載台で投票用紙に○か×を書き込み、投票箱に投じました。

投票用紙は、国政選挙などで実際に使用するものと同じ材質のものを使用し、投票箱、記載台は市選管のものを使用し、候補者の白バラや、学校の選管委員の腕章など、より実際の選挙に近い雰囲気を感じてもらいました。

■ご当地めいすいくん

①百万石めいすいくん・石川県

石川県選管は、ご当地めいすいくんとして、「百万石めいすいくん」をデビューさせました。石川藩に仕える御算用者（経理担当の武士）との設定で、ちょんまげ頭で、そろばんと「明るい選挙」と書かれた刀を持っています。昨年公開されてヒットした映画「武士の家計簿」は、江戸時代の加賀藩に仕えた御算用者をモデルにしたもので、これにちなんで作成されました。

百万石めいすいくんは初仕事として、金沢市内の保育所を訪問し

て、園児らに啓発用のステッカーやクッキーを配って選挙の大切さをPRしました。

②忍者姿のめいすいくん・三重県伊賀市

「忍者の里」として有名な伊賀市では、4月1日から5月5日まで「伊賀上野NINJA フェスタ」が開催されました。市選管および市明推協は、4月3日に大型スーパー店頭で統一選の街頭啓発を行いました。ここでは、忍者姿のめいすいくんも活躍しました。市明推協の推進委員さんたちが、自分たちで布を購入して作った忍者衣装をめいすいくんに着せて誕生させたものです。



■選挙サポーター

選挙啓発サポーター・東京都練馬区

練馬区選管は、投票率の低い若い世代に選挙への関心を持ってもらおうと20～30歳代の区民を対象に、選挙サポーターを募集したところ、学生、サラリーマン、子育て中の主婦などなど、132人が登録しました。

知事選と区長・区議選合わせて273人が、期日前投票所で投票立会人を務めました。今後、今回の感想や選挙に関する情報をメールで配信したり、企画を募集するなどを計画しています。

参加した人はテレビ取材に、「大事な1票を投じる場面に自分がいられたことでちょっと感動しています。お母さん世代が選挙に行って1票を投じるってことは大事なんじゃないかな」と答えていました。

選挙サポーター制度創設・京都市南区

京都市南区選管は、来年2月の市長選を控え、若者世代を中心に、啓発活動やセミナー、研修会、選挙事務への参加を通じて、政治や選挙への関心を高めてもらうため、「南区選挙サポーター制度」を創設しました。サポーターには、随時、各種選挙等に関する情報提供もする予定です。

サポーター登録は18歳以上の市内在住者か通勤、通学者に限り、特定候補や政治団体に関係していない人が対象で、募集期限や任期は設けていません。



「緑の党」の州首相、誕生

3月27日、ドイツの2州（バーデン・ビュルク州〔以下、バーデン州〕、ラインラント・プファルツ州）で州議会選挙が行われ、両州とも脱原発を掲げる「緑の党」が躍進しました。特にバーデン州では、連邦政権与党であるキリスト教民主同盟（CDU）が58年間も州政権を担ってきましたが、今回の選挙の結果、緑の党は第2党となり、第3党の社会民主党（SPD）と連立を組み、ドイツ政治史上初の緑の党の州首相を誕生させました。CDUはすでに州の代表者で構成される連邦参議院（上院）で昨年より過半数を失っており（表）、この敗北によりメルケル政権は一層厳しい政権運営を強いられています。

各州政府の構成	州の数	議席数
連邦議会の与党が政権にある州	5 (6)*	25 (31)
連邦議会の与党・野党が政権にある州**	5 (5)	14 (14)
連邦議会の野党が政権にある州	5 (4)	30 (24)
合計	15 ***	69

* () 内は、3月27日選挙前の数字

**例えば、CDUとSPDの連立など

***ベルリンは都市州であるが、連邦参議院の議席はブランデンブルク州に含まれるため、州の数は15となる。

原発4基を抱えるバーデン州では原発政策が最大の争点となり、この問題の解決を緑の党に託したといえます。緑の党は、1960年代の学生運動を経験した世代が中軸となり80年に結成された環境政党です。98年から2005年まではSPDと連立政権を組み、脱原発・風力発電の推進・CO₂削減などの環境政策を推し進めました。

一方、メルケル政権は、シュレーダー前政権が決めていた22年までに原発17基を廃止する合意を覆し、平均12年間の稼働期間を延長することを決めていました。ところが、福島原発事故後、これを一時凍結し、旧型の原発7基の暫定停止を行いました。

ドイツでは脱原発を求める世論が強く、縮小・

廃止を求める意見は80%を超えています。メルケル政権の連立与党は、5月30日、遅くとも2022年までに現在電力供給の23%を担っている原子力発電から脱却する方針で合意しました。



「5党体制」への移行

ドイツはCDUとSPDの二大政党の時代が長く続いており、1970年代は総選挙での両党の得票率の合計は80%を超えていました。しかし、その後、下降線をたどり、2009年の総選挙では50%台にまで落ち込んでいます。その要因として、05年以降のSPDとCDUとの大連立による中道化への不満などが指摘されています。その不満票は小党へと流れ、FDP、緑の党、左派党（東ドイツ共産党の後身）がそれぞれ10%を超える得票率を獲得し、「5党体制」が本格化したという見方がなされています。

09年の総選挙で15%近い得票率を得て第三党の地位を獲得しCDUと連立を組むFDPは、前記2州の選挙敗北の責任をとって党首が辞任。その後任に、38歳ベトナム移民のフィリップ・レスラー経済技術相を選出しました。

*

ドイツは16州から成る連邦制国家であり、「究極の地方分権体制」と呼ばれるほど州の権限は強大です。州には「独自の立法権」があり、警察や司法も含め広範な事務を州が担当しています。州議会（一院制）の議員は、小選挙区制等の直接選挙によって選出され、州レベルでも議院内閣制が採用されています。

また州は、連邦参議院（上院）を通じて、連邦の立法、行政等に参加していることが大きな特徴です。連邦参議院の議席数は69で、各州の政府代表（州の首相や閣僚）によって構成され、議席は州の人口比に応じて3～6名が割り振られます。

明るい選挙推進優良活動表彰は、明るい選挙の推進活動の中から、他の模範とするにふさわしい活動を表彰して、その功績を讃えることにより、運動の前進、拡大を図ることを目的としています。平成22年度は、明るい選挙推進協会内に設置した選考委員会（学識経験者9名で構成）における選考の結果、6団体が優良活動賞に、2団体が優良活動奨励賞に選ばれ、3月3日に開催された明るい選挙推進協会の総会において表彰式が行われました。以下、受賞団体の活動概要をご紹介します。

●優良活動賞

米沢市明るい選挙推進協議会（山形県）

昭和32年に発足し、市内の地域代表・関係団体の代表36名と趣旨賛同者15名、男女計51名と米沢市白バラ会（会員数18名）で組織されている。

①明るい選挙推進地区の指定

昭和59年度から、市内の複数の地区（町内会）を「明るい選挙推進地区」に指定するとともに、四ない運動（「もらわない」・「おくらない」・「求めない」・「きけんしない」）を大きな柱とした、明るい選挙推進についての啓発や宣伝等の企画実施に関する事業等を委嘱している（委嘱期間は、委嘱の日から当該年度の末日まで）。

明るい選挙推進地区では啓発チラシの作成および配布、市選管事務局職員を講師に迎えての選挙啓発講座の開催、花植えプランターへの選挙啓発標語ステッカーの貼付、選挙啓発標語の募集などが取り組まれている。

②米沢市明るい選挙推進大会の開催

各種選挙の投票率が継続して県内下位であったこと等により、11年間開催していなかった当大会が平成16年度に復活、以降毎年開催している。大会参加者を募るため、従来より市施設窓口等における案内チラシの設置、市広報紙を活用した周知および市内関係団体への文書による参加要請に加え、大会期日の約1週間前から市役所1階の市民ホールにおいて、明推協委員が街頭啓発等使用するハッピーを着用の上、来庁者に対して案内チラシを手渡し、積極的に参加の呼びかけを行っている。

③高校・短大・大学における出前講座

高校での出前講座については、平成16年12月に新しく就任された選管委員の1人が私立高校の教員

であったことを機に同校に依頼したことから始まり、平成17年度に1

校（私立高校）、さらに平成21年度には、現在の明推協会長が以前公立高校教員であったことからもう1校（公立高校）加わり、計3校で実施している。短大へは平成19・20年度に実施、大学（国立大学工学部）へは平成17年度から実施している。高校では投票率の実態や選挙制度の概要等の説明の他に、当市に関連する人物やキャラクターを候補者に見立て、本物の投票箱や投票記載台を使用した「模擬投票」を実施している。

④明るい選挙啓発ポスター事業への協力

平成22年度は、小学生38点、中学生426点、計464点の応募があった。中学生においては市内すべての中学校から出品された。審査は、明推協会長と担当専門部会（広報部会）の部会長、選管委員長・委員、図工・美術の精通者（学校教諭等）の計7名が審査員となり、第2次審査（県審査）に提出する作品を選出、さらにその中から市独自審査で「特選作品」および「入選作品」を選出している。

⑤街頭啓発の実施

各種選挙の際に、市内の複数のスーパーで、買い物客等で賑わう夕方を中心に実施、昨夏の参議院議員通常選挙では4カ所で計7回実施し、延べ50名程度の委員が街頭啓発に参加した。

⑥専門部会の設置

広報部会、運営部会、研修部会および青年部会の4つの専門部会を設けている。

来庁者への推進大会のPR



富士宮市明るい選挙推進協議会（静岡県）

市内各地区の推薦者や地域女性連絡会等各種団体の推薦者、選管委員など男女計82名の委員で構成され、教師や市職員、会社員など様々な職業の出身者が活動している。

①高校生模擬投票の実施

高校生が近い将来有権者となった際に政治への関心・意識を投票という行動につなげてもらえるように平成19年度より、実際の投票箱や投票記載台を使用した生徒会役員選挙（模擬投票）を実施している。明推協会長は立会人として参加している。

②新成人啓発年賀状宛名書き作業の実施

成人式を迎える市内在住の若者に対し、「自分の選挙権を大切に使いましょう」と呼びかける年賀状の送付を昭和63年より続けている。毎年約1,200人の新成人への年賀状の宛名書きを明推協委員1人ひとりが手書きで行っている。宛名書きは約30～40名の明推協委員が、1人約40枚を半日かけて書いている。

③富士山御神火まつり市中パレードの実施

毎年8月上旬に中心市街地の浅間大社を拠点として開催される「富士山御神火まつり」の市中パレードに参加し、選挙啓発グッズを配布しながら投票参加を呼びかけている。啓発グッズである「うちわ」は、明るい選挙啓発ポスターコンクールにおいて最優秀賞である「白バラ賞」に輝いた2作品（小中学生それぞれ1作品）を掲載、有権者だけでなく小中学生にも受け取ってもらいやすいものになっている。また、団体名の入った揃いの法被を全員が着用して参加しているため、団体のPR

にもなっている。

④明るい選挙啓発ポスター事業の協力

市内の小・中学生を対象に明るい選挙啓発ポスターを募集している。審査は明推協委員による投票で行われ、すべての作品の中から小中それぞれ3票ずつを選



ポスターコンクールの審査

び、票が一番多かった作品を白バラ賞、2～5番目に多かった作品を入選としている。応募作品は市役所のロビーに展示しているほか、市役所のホームページにも掲載している。

⑤選挙啓発用のぼり旗の掲出

選挙期間中、明推協委員の自宅前に「ハタチだね キミも一票 大人の証」と若年層への投票参加を呼びかけるものや「投票日には忘れずに投票しましょう 選挙当日に行けない方は期日前投票をしましょう」といった選挙啓発用のぼり旗を掲出し、投票参加・棄権防止を呼びかけている（各委員に2枚ずつのぼりを貸与）。

⑥期日前投票立会人の協力

委員が午前・午後に分かれて2名ずつ、1日に4名が交代で従事、協力している。昨夏の参院選では期日前投票期間中の16日間で合計64名が立会人として選挙に携わり、公正確実な選挙が執行されるよう協力した。

ライトスタッフ（三重県）

三重県選管では、投票率の低い若者層の選挙・政治への関心を高めるため、昭和50年代から新成人を対象とした「新成人政治講座～20歳のつどい」を実施し、その受講生の中から活動意欲のある方に「青年リーダー」として各種啓発に取り組んでもらっていた。平成15年には、これまでの「20歳のつどい」を、対象者を18歳～20代の若者に

広げるとともに、名称も「青年選挙講座～グリーン・エイジ・ミーティング」（若葉をイメージする緑から命名）に改め、事



企画運営会議

業自体をリニューアルし、「青年リーダー」をより親しみやすい独自の名称「ライトスタッフ」に改めた。「ライトスタッフ」には、「明るい」を表す「light」と、「正しい」を表す「right」の2つの意味が含まれている。

現在の登録メンバーは25名で、県内の社会人や大学生で構成されている。これまでは、年1回開催する「青年選挙講座」の受講生の希望者がライトスタッフとして登録していたが、新たに20年度より年間を通じた大学生向け選挙・政治講座「いっぴょん塾」を開講したことにより、「いっぴょん塾」の卒業生の希望者もライトスタッフとして登録し活動している。

①企画運営会議の開催

大学祭での選挙啓発や各種啓発事業の準備について、2カ月に1回程度、県選管委員会室等で話し合っている。毎回の会議の参加者は概ね10名程度。

②「青年選挙講座～グリーン・エイジ・ミーティング」の企画運営

グループ討論や選挙クイズなどの内容を考える

とともに、当日のグループ討論の進行を補助するなど企画運営を行っている。22年度は12月11日に開催し、「学生団体ivote」を招待しての講演やワールド・カフェ方式の座談会を企画した。

③大学祭における啓発事業の企画運営

県内の大学祭での啓発の企画運営を行っている。22年度は11月7日に三重大学の大学祭に選挙啓発ブースを出店した。内容は、その場で写真を撮って名刺に加工する「大人のアイテム～いっぴょんと名刺作成体験」や実際の電子投票機器を用いた「ゆるキャラ人気投票」の模擬投票を行った。また、来場者への啓発物品の配布、「めいすいくん」や三重県選挙啓発キャラクター「いっぴょん」の着ぐるみによる啓発も実施するなど、少しでも選挙に関心を持ってもらえるよう努めた。

④選挙時の臨時啓発事業の企画運営

選挙時の啓発事業に協力、参加している。昨夏の参院選では、三重テレビのスポットCMやFMラジオのスポットCMの作成に携わり、出演もした。また、4月の統一地方選挙用に、各メディアにおける選挙時啓発用CMの作成に参加した。

高知県明るい選挙推進協議会

昭和41年に発足し、平成22年は19名の委員（任期2年）で構成されている。各種選挙時の啓発や将来の有権者となる若い世代への啓発を中心とした活動を行っている。

①地域活動（人材）育成事業

明るい選挙推進協会主催の各種研修会に積極的に参加し、効果的な啓発方法や選挙制度等を学習することで、啓発に関する知識等を深めている。若者は、中四国ブロック青年リーダー研修に高知県代表として参加している（21年度は大学生3名が参加）。

②将来の有権者育成事業・実地講義

小・中・高・大学生を対象に実地講義を行っている。小中学校については、市町村選管等と連携して、また大学、高校は数校を指定して行っている。県内の投票率の推移や年代別投票率のグラフ等を使用しながら、低投票率の問題点や政治・選挙の重要性、投票権行使の大切さなどを話すほ

か、模擬投票を行い投票を実際に体験してもらっている。なお、実施校のうち数校で、明推協会長が自身で作成した資料をもとに15分程度の講義を行っている。

③教材冊子作成

小学6年生、中学3年生全員を対象として、政治・選挙に関する資料（教材冊子等）を作成し、配布している。

④出前

若年層を中心にして、不特定多数の方が集まる各種会合に出向き、政治・選挙等への参加（選挙権行使の大切さ等）を呼びかけている。21年度は、



大学祭でのアンケート

高知県中小企業合同入社式、高知県職員新規採用職員研修、高知大学物部キャンパス1日公開（学園祭）で呼びかけた。なかでも高知大学物部キャンパスの1日公開では、来場者への投票の呼びかけのほか、投票用紙が自然に開く様子を模擬投票を通じて体験してもらったり、選挙に関するアンケートも実施した。

⑤大学生による座談会

若年層の投票率が低い傾向にある中、当事者である若者が政治・選挙に対してどのように感じているのかを率直に話し合うことで、学生の意識向上を図ることを目的とした「大学生による座談会」を実施している。座談会には、明推協会長、明推協委員、県選管職員が参加している。21年度は2回実施し、計21名（高知女子大学生10名、高知大学生11名）が参加し、この中から明推協活動

を手伝ってくれるサポーターが誕生している。

⑥選挙時啓発

選挙期日や投票方法等を広く県民に周知するために、テレビ・ラジオCM、新聞広告、電車広告等を実施しているほか、市内の商店街で街頭啓発イベントを行っている。明推協会長をはじめ、明推協委員や県選管職員が揃いの啓発Tシャツを着用し、「めいすいくん」の着ぐるみとともに投票日の入った啓発物資を配布しながら投票日の周知や投票参加を呼びかけている。また、ボードにシールを貼ってもらう方法で街頭アンケートを実施した。22年の参院選では「参院選で投票する際に重視するのは？」という問いに対する選択肢（争点）「社会保障、景気・雇用対策、税制・財政対策等」の欄にシールを貼付してもらった。

福岡市明るい選挙推進グループ CECEUF

市選管が、当協議会の委員でもある市内4年制大学5校の教授に、グループのメンバーとなるべき学生の推薦を依頼し、3回の設立準備会を経て、平成21年に発足。「明るく、楽しく、無理をしない」をモットーに、若者の視点で啓発活動を企画・立案、実施している。

名称「CECEUF」の由来は、“Campaign for Enlightenment of Clean Election by some Undergraduates of Fukuoka city”（福岡市有志大学生による明るい選挙啓発運動）の頭文字を取ったもので、「セセウフ」と読む。

市内4大学（中村学園大学、九州産業大学、西南学院大学、福岡大学）に在学の女子14名、男子9名、計23名で構成されている。5月には、チラシを作成し、各在学大学において新メンバーを募集する。特に中村学園大学では、教授の協力により、1、2年生の授業で「CECEUF」の活動趣旨等を説明し加入を呼びかけたところ、多くの2年生が関心を示し、10名が新規に会員となった。

①定例会議

月1回の定例会議（ミーティング）を市選管委員室で開催し、選挙制度等の研修を取り入れながら自由に意見交換を行っている。

②明るい選挙出前授業

市・区選管等が主催した小学生対象の「明るい選挙出前授業」における模擬選挙「最後



明るい選挙出前授業に協力

の給食議員選挙」の立候補者演説および応援キャラクターに扮し、22年1月から2月の間、市内8校での実施に協力した。メンバー延べ29名が参加。

③新入社員基礎講座

市商工会議所会員企業新入社員138名を対象とした「新入社員基礎講座2010」において、CECEUFの活動発表を行った。

④メンバー募集チラシ

メンバー募集のチラシを作成し、各大学でメンバーを募集している。

⑤青年研修参加

青年を対象とした研修に、活動報告者および意見交換会のコーディネーターとして、これまでに計4回参加した。

⑥選挙時啓発

繁華街等で街頭啓発を行い、メンバーが作成し

たチラシ、同じくメンバーが書いたメッセージカード付のポケットティッシュを配布するとともに、若者対象のアンケートを実施した。衆院選、参院選、市長選において、市の広報番組やラジオの選挙特集番組にメンバーが出演した。期日前投

票所の投票立会人にも従事した。

22年の参院選では「学生団体ivote」と「NPO 法人ドットジェイピー」が全国の若者団体に呼びかけた“20代の夏政り（まつり）”の1つとして、共同で街頭キャンペーンを繁華街等で実施した。

NGO リンカーン・フォーラム

「公開討論会」を通じて政治家を選ぶというルールを日本に根づかせる実践活動とネットワーク創りを行っている、公開討論会支援専門NGOである。

構成員・人数は、公開討論会の開催方法を指導する「本部・支部」約30人と、実際に地元選挙で公開討論会を開く全国各地の「実行委員会」約900人。専従者はおらず、代表以下全員が本業を持ちながら、ボランティアとして活動している。

リンカーン・フォーラムが推進している公開討論会は、それぞれの候補者が政策やビジョンを闘わしていくもので、それに有権者が耳を傾け、自分自身の判断基準を得ようとするものである。投票の数週間前から数日前までに開催され、1つの選挙で複数回開くこともある。

この討論会は約2時間で行われ、その中で各候補者は、事前に提示された議題に従って自分の考え、質問や意見を述べていく。発言の順番や発言時間はできる限り公平を期し、お互いの誹謗中傷は禁止している。もちろん、すべての候補者・政党から完全に中立・公平な立場で実施する。

特徴的なのは、主催者（実行委員会とも呼ぶ）が民間のごく一般的な人々であることで、現在では青年会議所が一番多い。その他にも、学生、主婦、会社員、市民団体など多彩な顔ぶれが開催している。当団体は、一般市民でも品質の高い公開討論会の運営ができるように、開催方法の指導も行っている。

①全国への公開討論会開催推進・普及・啓蒙

平成8年の京都市長選から始まり、22年末での開催数は合計2,000回に達した。このため、公開討論会の事実上の標準方式となっている。来場者数は全選挙平均で約400人（市長選に限れば平均600人、17年の千葉県知事選では計2,900人が来場）。公開討論会の終了後に来場者に行うアンケートで

は80%以上が「満足」と回答。統計データによると、初めて公開討論会が開催されると、

前回の選挙と比較して平均で約10%投票率が向上しており、また、その地域で2回目以降の討論会では、会場を満席にすると投票率は再び向上する。

②公開討論会主催者に対する公平・中立な運営方法のアドバイス

運営に当たってはどの候補者・政党からも完全に公平・中立に運営しなければならず、この点、「本部・支部」を通じて、公開討論会を開催する実行委員会に徹底的にアドバイスしている。これら公平・中立性や遵法性をはじめとした各種の運営アドバイスは、現地指導のほかに、インターネット（メーリングリスト、個別メール相談、Webサイト）を通じて行われており、年間数千件に及ぶ。

③「公開討論会マニュアル」の作成、配布等

リンカーン・フォーラム方式の公開討論会開催方法については、「公開討論会完全マニュアル」「Q&A」「合同個人演説会の開き方ポイント集」等のマニュアルをWebで無料公開している。公選法遵守を徹底しており、このため、全国各地の選管や総務省選挙部選挙課から随時指導をいただきながら公選法の正しい解釈を公開討論会の運営マニュアルに蓄積してきた。

マニュアル利用者は、自らが加えた改善内容や反省点を本部にフィードバックすることが義務づけられており、本部はフィードバックされた内容を吟味、公開し、他の利用者也同様のノウハウを享受できるような仕組みがとられている。



発言時間の案内

●優良活動奨励賞

東近江市明るい選挙推進協議会（滋賀県）

東近江市は、平成17年に旧八日市市など1市4町が合併して誕生し、本協議会も同年に発足した。会員数は23名で、選管委員OB・自治連合会・老人クラブ連合会・女性会の代表者で構成。

○八日市大風まつり ミニ大風コンテストへの参加

東近江市で毎年5月の最終日曜日に開催される八日市大風まつりにおける「ミニ八日市大風コンテスト」に参加して、明推協のPRや選挙啓発を行っている。旧八日市市明るい選挙推進協議会が平成元年から毎年参加し、今年度で22回目の出場。本市の一大イベントで、毎年、若者からお年寄りまで約3～4万人の来場者が見込まれ、選挙啓発の絶好のPRの場となっている。また、低コストで行えるため毎年継続して取り組んでいる。

ミニ八日市大風コンテストでは、八日市大風の伝統である「判じもん」を使った図柄による2畳敷きの大風を作成している。「判じもん」とは上

部に鳥や魚などの動物の絵を対に描き、下部に朱色の文字を書き、描かれた絵柄と文字を組み合わせて1つのフレーズを表す。毎年「判じもん」を投票の呼びかけに関連するように考え、ミニ八日市大風コンテストでの図柄審査のPRに活用している。今年は「キジ」2羽の絵と『拳』の文字を、そして風の中央部分には明るい選挙のマスコットである「めいすい君」を投票箱とともに描き、投票箱の前に「キジ」が2羽「Ⅱ（ツー）」で「キジ二羽前（ツーゼン）投票（トウヒョウ）」と読み期日前投票の推進を図る図柄とした。

作成したミニ八日市大風は、選挙時啓発として市役所内に選挙期間中展示をしている（二次的活用）。過去に作ったミニ八日市大風を並べることで、「判じもん」の文字が1つの選挙用語になるよう、2年、3年計画で「判じもん」を決めている。



松江市明るい選挙推進協議会（島根県）

平成17年に1市7町村が合併して新しい松江市が誕生し、市協議会も委員46名と推進員71名（旧市51名と7町村のうち2町20名）体制で、活動を続けている。

昭和60年から選管に「地区協力委員制度」を設け、投票区域ごとに協力委員を1名ずつ選任しており、明推協の推進員にも位置づけられている。市民にとって一番身近な存在である協力委員は、総会・研修会などで研鑽を重ね、各地域で日頃から啓発や投票に参加しやすい環境づくりなどに努めている。また、各種選挙時に投票所の投票管理者を務め投票事務の執行管理を総括するとともに、選挙の投票率を向上させるべく、地域の女性や若者を投票立会人に推薦するなど、平常時の啓発活動推進の役割も担っている。

○明るい選挙啓発ポスターコンクールへの取り組み

「市報松江」に募集記事を掲載するとともに、市立各小学校、中学校、市立女子高校の50校へ書面で応募依頼をしている。最近、各方面から学校へのポスター募集依頼が数十件もあると聞いてい

るため、児童・生徒の夏休みの家庭学習で、または学級の授業としてなど取り組みやすい

方法でのお願いをするために、各委員が居住地に近い学校へ訪問して依頼している。

応募状況は、平成18年度は8名であったのが、19年度は34名、20年度は53名と少しずつ応募者が増えている。特に小学校における21年度および22年度は近年最多の応募を得ており、22年度については県内応募総数627枚の半数近くの277枚が松江市からの応募となっている。

本年度は市内23校の小中高校を、25名の委員が手分けして応募の依頼にまわった（小9校、中3校、高2校からの応募があった）。選挙のポスターは、児童などには少しイメージがわきにくい難しいと言われることもあり、依頼の際には参考となるよう、前年の入賞ポスター作品のカラーコピーを持参している。



期日前投票所で入選作品を掲示

東日本大震災と統一地方選挙

未曾有の被害をもたらした東日本大震災。多くの尊い人命や貴重な財産を奪う災害となったが、地方政治の大きな節目となる統一選も、特例法により被災地などでは実施の延期も余儀なくされた。大震災下の統一選がどのように行われたのか、検証してみた。

◆ 一律延期か、地域限定か

「わが党にも両論がある。まず、各党の意見を聞いてみたい」。大震災から3日が経過した3月14日。民主党の岡田克也幹事長は記者会見で、統一選の延期のあり方についてこう語った。

記者会見前に行われた各党の幹事長会談では、一律延期論と地域限定の延期論で各党の意見は分かかれ、結論は先送りされた。

実はこの時点で、政府は被災地域に限定して統一選を延期するとの考えを固めていたが、民主党内にも一律延期論があり、同日の役員会で岡田幹事長がやっと一任を取り付けたばかりだった。

「国を挙げて東北地方への支援をしなければならないという時に、選挙をやればエネルギーがそがれる。また、選挙になれば当然、相手方を厳しく批判することになる。国会で与野党で協力しながら、地方で選挙をしていてよいのか」というのが、一律延期論の主張だ。

これに対し「選ぶ権利は国民にあるわけで、任期が来ているものを一律に延長し、ある意味では選ぶ権利というものを制限してしまうことがいいのか」というのが、被災地限定論側の考えだ。

選挙を所管する片山善博総務大臣も15日の記者会見で「選挙は民主主義社会で権力をつくる作業で、ルールに基づき行われることが重要。特に権力を与える期間である任期は守らなければなら

ないのが鉄則。ただ、壊滅状態の自治体で選挙事務が実行できない場合は、例外的に任期の特例を設けることが阪神・淡路大震災でもあった。今回も沿岸部の被災地を中心に、そのような事態が生じているが、あくまでも特例であり、(被害の軽微な地域などで)民主主義の大原則を覆すことはあり得ない」と強調、あくまでも被災地限定で延期する考えを示した。

結局、3月18日に成立した統一選延期特例法は、延期を認める地域を被災地に限定。延期幅は特例法施行日から2～6カ月の範囲で政令で定めることになっており、最長9月22日まで先延ばしが可能となった。

延期される選挙は総務大臣が指定することになっており、第一次指定(3月22日)および第2次指定(3月28日)で、岩手県知事選、岩手県議選、宮城県議選、福島県議選、仙台市議選、盛岡市議選、福島市議選をはじめ、岩手、宮城、福島県内の市町村の首長選、議員選など計58件が指定され、第3次指定(3月29日)で水戸市の市長選と市議選が追加されて計60件(団体数は49団体)となった。

このうち、水戸市、盛岡市など23団体(28選挙)は選挙の執行が可能となったため、政令が制定され、それぞれ9月4日までに選挙を行うことになった(水戸市および松枝岐村は5月29日執行済み)。しかし、その他の自治体は現在も、選挙実施の見通しはたっていない。



◆様変わりした選挙

震災による死亡者が23人、住宅約1,600棟が全壊するなど大きな被害を出した茨城県。4月24日投開票の統一選後半戦では、水戸市の選挙は延期されたが、日立市など県内13市町で選挙が行われた。

しかし、選挙戦では候補者の名前を連呼する街宣車も姿を消すなど、これまでの選挙とは様変わり。新人候補にとっては厳しい選挙戦となった。牛久市の元市議は「こんな選挙は初めて。自分は立候補しなかったが、新人は名前を浸透させるのも大変だっただろう」と話していた。

県内では住宅の全壊以外にも、半壊が約9,000棟、一部損壊が約11万4,000棟に上っており「選挙どころではない」と漏らす有権者も。このためこれまでの統一選に比べて有権者の関心は極めて低く、投票率は前回無投票だった結城市を除いていずれも4年前を下回り、10ポイント以上低下したところも珍しくなかった。また現職候補の9割以上が当選するなど、震災による影響が新人候補に逆風となった。

茨城県に限らず東京電力管内では、計画停電の影響で、当初の予定より期日前投票所の数を減らしたり、時間を短くする選管が相次いだ。また、計画していた啓発事業を取りやめたり、縮小した選管も多かった。啓発活動および選挙運動の自粛ムードは東北、関東だけでなく全国的に広がり、投票率の低下、新人候補への逆風の要因となった。

被災地に全国から派遣されている自衛官や支援に入っている消防職員やボランティアの不在者投票をどのように確保するかも問題となった。役所の機能が麻痺している被災地の選管は不在者投票を受け付けていなかったり、受け付けてはいても職員不足で十分に対応できないところが多かった。このため、岩手県では陸上自衛隊岩手駐屯地がある滝沢村と沿岸南部への支援基地となっている遠野市（市総合福祉センター）、宮城県では仙台市（市総合卸売市場体育館）に拠点の投票所を設け、総務省や青森県の職員が応援体制を組んで対応した。

◆選挙事務拒否の事態も

今回の統一選では、大震災により埋め立て地域

のほぼ全域が液状化したほか、2万戸近くが断水するなどライフラインの被害も深刻だった千葉県浦安市が、4月10日投開票の県議選の浦安市選挙区（定数2）の投開票事務（法定受託事務）を拒否した前代未聞のケースも関心を集めた。

総務大臣と千葉県選管に選挙の延期を要請した松崎秀樹市長は3月23日の記者会見で「選挙事務は、選挙ができるかどうかだけではなく、有権者が適正な判断ができ、立候補者が適正に選挙活動を行える必要がある。選挙の適正な執行と選挙事務の適正な執行とは、まったく意味が違う」と指摘。「市民がスコップを持って土砂をかき出している中で、職員に選挙事務をさせるのは理解を得られない」と強調した。

浦安市が3月26日発行した広報紙「広報うらやす」の号外は「市民不在で統一選？」とのタイトルの下、市民に延期を求める理由を詳細に説明。期日どおりに選挙を執行する方針を示した国や県に抗議する市民のコメントや投票所31カ所のうち19カ所が液状化の影響などで使用が難しい状況を示した地図などを掲載した。

こうした浦安市の方針に対し千葉県選管は30日、「投票予定施設のうち全面的な立ち入り禁止はなく、一部は使用を再開しているし、代替施設での投票も可能。選挙事務従事者が不足するなら、県や他市町村の応援で対応する」などといった見解を発表。片山総務大臣も4月5日の記者会見で「一部地域で所定の作業が行われていないことは大変遺憾だ。決められた選挙の事務は誠実に着実に実行しなければならない責任が市選管にはある。法治国家の、民主主義の一番基礎をなす選挙だから、いろんな事情があるかもしれないが、ちゃんと執行していかなければいけない」と反論した。



しかし浦安市の姿勢は強硬で、千葉県は松崎市長に対し、選挙事務に必要な予算の執行や投票所となる市施設の提供を適切に行うよう求める是正勧告を行った。

同選挙区には現職と新人計3人が立候補したが、勧告に強制力や罰則がないこともあり、投開票は執行されず、候補者がいるのに有権者が投票できない事態となった。結局「法律も想定しなかった」（県選管）事態は「当選人なし」との結果となり、同市選出の県議は欠員状態で再選挙待ちとなった。

一方、浦安市議選挙は当初の予定どおり統一選後半戦の4月24日に行われた。しかし、県議の再選挙は異議申立ての期間の終了（4月26日）を待たねば告示できないため、市議選との同時選挙はできず、結局5月22日まで延期された。

◆問われた選挙カーの役割

今回の統一選ではこのほか、相模原市長選、浜松市長選など各地の青年会議所などが予定していた多くの公開討論会が中止に追い込まれる事態となった。選挙での Manifesto の活用や候補者同士の討論に基づき有権者が一票を投じるという選挙が、徐々にだが浸透しつつあった中での討論会の開催中止は、大震災の影響とはいえ極めて残念なことといえる。

しかし、その一方で街宣車の活用による候補者名の連呼といった旧来の選挙戦術が展開しにくくなったという副産物もあった。「この機会に選挙カーを止めよう」と主張する候補者たちの団体も現れた。首都圏を中心とした地方議員等でつくる「NO! 選挙カー推進ネットワーク」は4年前に発足したが、メンバーは12人から59人に増えたとい

いう。中部地方の某市長は4月5日付の自身のブログで『『街宣自粛』を打ち出した候補者や陣営の主張を追ってみると、単純に震災被害を思って自粛するというだけの動機だけではないように思える。名前を連呼してまわるだけの宣伝カーにいったい何の意味があるのか、本当に有効で意味のある選挙戦術なのか、との自問や自戒が根底に横たわっているのではないかと指摘。その上で「政策討論、戸別訪問による真剣な説得と有権者との対話、候補者の政治資質を検証する多様な仕掛けなどなど一選挙運動もこうした方向に向かっていかなければならないと強く思う」と述べている。

◆統一選後の地方選挙の行方

津波による選挙人名簿流出や原発事故に伴う住民避難などで、被災地の自治体は厳しい状況に置かれているが、津波で町長が死亡した岩手県大槌町は、8月までの町長選実施を目指す構えだ。職務代理の副町長も6月20日に任期が切れるため、復興のためにもトップの不在期間をできるだけ短くしたい考えという。

しかし、同町は町民約1万6千人のうち、764人が死亡、952人が不明で、約2千人が避難所で生活している。津波で崩壊した町役場は小学校の校庭に建てたプレハブの仮庁舎で業務をしている。選挙人名簿の作成など準備ができるかどうかは不明という。

統一選の対象にならない6月11日以降に任期満了を迎える首長・議員選についても、選挙の実施が困難な被災地があるため、5月20日、統一選延期特例法が改正され、これらの選挙も9月22日まで延期できることになった。

政府は、すでに延期されている選挙を含め、これらの選挙を来年5月末まで延期できる方向で検討していたが、与野党双方が難色を示したため、再延期は見送られた。再延期することで、野党は早期の衆院解散に追い込めなくなり、与党・官邸側は解散権がしばられてしまうことを、それぞれ懸念したためという。

しかし、被災地の状況は厳しく、再度の法改正を行い、延期期間を再度延ばさざるを得ない事態も考えられる。

■ Voters 創刊

広報誌「私たちの広場」をリニューアルして、情報誌「Voters」をスタートさせました。

私たちの広場は昭和27年12月、協会の前身団体である公明選挙連盟が、「公明選挙時報」のタイトルで、公明選挙運動の機関紙として創刊しました。新聞のタブロイド判サイズ裏表1枚で、月に2回程度発行し、1部2円で販売しておりました。

創刊号には発刊の辞として次の文を記しています。「旧き太陽は西に落ちて新しい太陽が高くのぼっている。主権民に在りの新憲法によって、政治のすべてが国民の手にゆだねられたが、その趣旨は果たして徹底して居るであろうか。公明選挙の声はあがったが、その実効をあげることは容易でない。突き詰めて言えば、国民の政治的意識を高め、その道念を引き上げなくてはならぬことに不断的努力が必要となってくる。わが公明選挙時報は、筆を載せて連絡につき、心ある人々と互に携えて、遠大なこの目標に発足せんとするもの、切に大方の支援をまつ。」

以来、その目標を念頭に各種情報を提供してまいりました。昭和40年5月号からタイトルを「私たちの広場」と改め、昭和50年4月号からは機関紙から広報誌への脱皮を図り、B5判カラー表紙の雑誌形態に改め、新1号と位置付けました。

平成15年5月号から、より広報誌としての性格を強めるため、A4判オールカラーにリニューアルしました。内容的には平成17年に「アメリカの有権者教育レポート」を、18年には「ドイツの政治教育」を、19年には「イギリスのシティズンシップ教育」を連載し、市民性教育の重要性を強く意識した内容を心がけてきました。

編集後記

- 特集テーマは「二院制を考える」です。日本の国会は二院制を採用していますが、そのあり様については古くから議論があり、改革も進められてきました。加えて衆参のねじれ問題の発生により、その議論の輪が広がっています。海外に目を転じると、一院制の国会も珍しくありません。憲法学と政治学の研究者に解説していただきました。
- 情報フラッシュは、明るい選挙推進運動の活動紹介にとどまらずに、広く選挙に関するトピックを集めました。また、海外の選挙事情は、選挙制度の解説にとどまらず、当該選挙の与えた影響などの情報も提供しようと考えております。
- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、選挙に関しても大きな影響を与えました。統一選との兼ね合いを中心に整理いたしました。

そしてこの平成23年6月号から、考える主権者をめざす情報誌をコンセプトに、タイトルを「Voters」と改め、内容もリニューアルして再出発を図ります。より国民の政治・選挙に関する意識の高揚を図り、明るい選挙に関する各種情報を広く周知することを意識してまいります。公明選挙時報創刊号から数えてちょうど800号となります。本誌の発行は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受けて行うものです。

■ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの開催

小中高校生を対象とするポスターコンクールを、都道府県選管連合会、都道府県および市区町村選管との共催、文部科学省、総務省、全国教育委員会の後援により実施いたします。募集期間は5月9日から9月9日、詳しくは協会HPをご覧ください。

■ 明るい選挙推進優良活動表彰

明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範とするにふさわしい活動を優良活動として表彰します。対象は明るい選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、NPO法人、その他の団体で明るい選挙の推進に取り組んでいるものです。募集期間は6月1日から10月31日、詳しくは協会HPをご覧ください。

■ 市区町村明推協研修会等開催支援事業

市区町村明推協の常時啓発活動を支援するため、市区町村明推協等が講師等を招聘して、研修会等を開催する場合に要する講師の謝金等について、1団体あたり15万円を限度に助成します。詳しくは協会HPをご覧ください。

表紙ポスターの紹介

- ◆平成22年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

永島 莉奈 群馬県沼田市立沼田南中学校1年（受賞当時）

■ 村上 尚徳

前・文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
現・IPU環太平洋大学次世代教育学部教授

画面右上の投票箱の投入口から、たくさんの投票用紙が降ってきています。それぞれの用紙には、投票した人の願いが書かれています。背景の上の方を暗い色にして投票箱の中のイメージを出すとともに、下の方を明るい灰色にし、投票用紙の桃色を引き立てるように工夫されています。

編集・発行 ●財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/> 〈メールアドレス〉akaruisenkkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ●株式会社 公職研

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。

NEW!

ワクワク、
続々。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。